# 平成22年度 契約監視委員会

- 1. 開催日時:持回り審議にて実施(平成23年3月24日(木))
- 2. 委員:和田委員長, 舘委員, 内海委員
- 3. 議事:平成22年度契約についての審査
- 6. 配布資料:
  - 資料1 平成22年度契約一覧
  - 資料 2 契約関係規則
    - 2-1 会計規則
    - 2-2 契約事務等取扱細則
    - 2-3 契約事務等取扱細則
  - 資料3 契約書類(入札説明書,入札公告,予定価格調書,契約書)
    - 3-1 人材派遣(学位審査研究部事務補助業務)
    - 3-2 電子複写機賃貸借及び保守
    - 3-3 Web サイト管理システム保守
    - 3-4 財務会計システムソフトウェアの保守委託業務
    - 3-5 本館設備管理業務
    - 3-6 本館清掃業務
    - 3-7 ポータルサイトサーバーソフトウェアサポート業務
    - 3-8 大学情報データベースシステム システム保守
    - 3-9 情報システム管理運用業務
    - 3-10 コピー用紙 (A4)

契約監視委員会の審議事項について、別紙のとおり報告します。

契約監視委員会委員長 和田義博

契約監視委員会委員 舘 昭

契約監視委員会委員 内海房子

# 平成 22 年度 契約監視委員会議事要旨

### 【事項1】

財務会計システム保守業務を 21 年度に競争契約しているのに、22 年度は随意契約をしているのはどういう経緯か。

#### (回答)

そもそもソフトウェア部分については、技術面や著作権の問題もあり開発元であり販売元でもある神田通信しか対応できないものである。しかしハードウェア部分(機器)については一般的な機器であり、他社でも対応ができることから、ソフトウェア部分については、第三者が神田通信より許諾を受ける等して競争の余地ありと考え一般競争契約としていたものである。なお、応札は同社1者のみであった。

22 年度については、これをより公正な調達となるよう、機器の保守部分を切り分けたため、ソフトウェア部分の保守に関しては、販売者である神田通信の代理店等への販売状況等を調査し、同社が直接の取引を行う販売経路しかないとの判断をもって随意契約を締結したものである。

#### (講評)

これについては、随意契約だから必ずしも悪いわけではなく、手続きについて問題は無い。しかしながら説明はしっかりとできるよう用意しておいて欲しい。また、調書等に記載する際には誤解のない記述とするよう注意願いたい。

## 【事項2】

随意契約の改善

## (回答)

一般競争へ移行可能なものについては移行が完了している。

## (講評)

今後も安易に随意契約とすることが無いよう、契約担当部署において十分に注意するとともに、決裁時等に上位者及び監査係でも厳密に点検願いたい。

## 【事項3】

1 者応札の改善

## (回答)

公告期間を長くする等対応している。しかしながら、応札者が限られるのは業務内容の特殊性から来るものであり、今後も継続して不参加業者からの事情聴取等を基に、可能な範囲で仕様書等の改善に努めたい。

# (講評)

1 者応札については、機構に限らず必ずしも調達機関側に全ての責任があるものではないと思うが、改善に向けての努力は継続して欲しい。

また、これまでの慣例にとらわれず、良い方法があれば実行して欲しい。

#### 【事項4】

人材派遣契約や請負契約等に関しては競争への参加者も多く十分に競争原理も働いていると感じる。しかし、物品の購入とは違い、安く契約はできたが業務の質も安いなりのものになってしまうことも懸念されるが問題は生じていないか。

#### (回答)

現状では適正に履行されている。ただし、業務内容や派遣労働者への要求事項で若 干説明が不足していた事例もあった。これについては、契約相手方と齟齬の生じるこ とのないよう速やかに共通理解を図るとともに、以後の契約について同様な事象が発 生しないよう改善をしている。また、適正な履行の担保については特段の注意を払い たい。

### (講評)

物品の購入とは違い、請負契約や派遣契約ではお互いの食い違いが起こりやすい。 そのようなことの起こらぬよう注意してほしい。また、競い合った結果安くなったと しても業務の質が低下してしまっては意味が無いのでこの点も注意願いたい。

#### 【事項5】

コピー用紙の調達を再度入札しているが、これはどういう事情なのか。

### (回答)

調達仕様内容について市場動向等を十分に分析せず、安価な契約実績をもって予定価格としたため、応札業者は当該規格では対応できず不落随意契約も不調に終わった。このため再度調達内容を検討し、コピー用紙をグリーン購入法に基づく適正な調達規格としたうえで再度一般競争を行い契約した。

# (講評)

予定価格は低価格であれば良いというものでは無く、安すぎれば本件のように不落となってしまう。適正な仕様とそれに伴う適正な予定価格とすることは簡単なようで難しい。他機関の契約の実例のほか、市場の動向等の把握に努め、十分に注意して欲しい。

(注)上記は、原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保 管しております。